

改正

平成25年9月9日告示第50号
平成26年6月20日告示第41号
平成27年6月1日告示第27号
平成29年6月5日告示第29号
令和5年5月10日告示第34号
令和7年5月16日告示第65号

西海市自治会活動補償規程

西海市自治会活動補償規程（平成18年西海市告示第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、市民が安心して自治会活動に参加できるよう支援し、地域の健全な発展を図るとともに、地域振興の増進に寄与するため、西海市内の自治会活動に関する補償事業について定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1）自治会 市内の一定区域（行政区又は分区に相当する範囲をいう。）ごとに、住民の福祉の向上及び相互扶助のため、当該区域内の住民により自主的に組織される団体（当該団体と組織を一にする子供会、青年会、婦人会、老人会その他の組織を含む。）で市が認める団体をいう。
- （2）自治会活動 自治会が行う地域社会活動、青少年育成活動、自主防災組織活動、社会福祉・社会奉仕活動、社会教育活動及び地域の親睦を深めるための活動で、公益性のある活動（自治会が他の団体と合同で行う活動を含む。）をいう。ただし、政治、宗教及び営利を目的とする活動を除く。
- （3）補償対象者 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内の自治会の代表者（以下「自治会長」という。）
 - イ 市内の自治会に加入している者
 - ウ 自治会の区域外から参加する者のうち、市内に住所を有する者
 - エ 自治会長からの要請若しくは案内を受け、又は承認を得て自治会活動に参加する市外在住者（当該自治会に属する者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）に限る。）

（補償事業）

第3条 市は、保険会社と締結する保険契約の範囲内において、自治会活動中に発生した事故について補償するものとする。

（補償対象事故）

第4条 補償の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- （1）賠償責任事故 自治会活動中に、補償対象者の過失により、自治会活動の参加者又は第三者の生命、身体及び財物に損害を与え、当該補償対象者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故
 - （2）傷害事故 補償対象者が、自治会活動に従事し、又は参加している間に急激かつ偶然な外来の事故で死亡し、又は負傷した事故
- 2 前項に掲げる補償の対象となる事故については、該当する活動の準備中の事故及び練習中の事故も対象に含むものとする。
- 3 前2項の補償の対象となる活動の主な例は、別表第1に掲げるとおりとする。この場合において、当該活動は、自治会が主催し、若しくは承認しているもの又は自治会活動として参加するものに限

る。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、補償されないものとする。

(1) 賠償責任事故のうち次に掲げるもの

- ア 補償対象者の故意による事故
- イ 補償対象者と世帯を同じくする親族に対する事故
- ウ 戦争、変乱、暴動等による事故
- エ 地震、噴火、津波等の天災による事故
- オ 補償対象者が所有、使用又は管理する財物の損壊に対する事故
- カ 施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する事故
- キ その他保険の約款、特約条項及び契約書に定める適用除外の事故

(2) 傷害事故のうち次に掲げるもの

- ア 補償対象者の故意によって、その本人に傷害が生じた事故
- イ 戦争、変乱、暴動等による事故
- ウ 地震、噴火、津波等の天災による事故
- エ 補償対象者の自殺行為、犯罪及び闘争行為によって、その本人に傷害が生じた事故
- オ 補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失により、その本人に傷害が生じた事故
- カ 危険な運動に起因して傷害が生じた事故
- キ 補償対象者の妊娠、出産、流産又は外科的手術その他の医療処置
- ク けい部症候群（いわゆる「むち打ち症」をいう。）又は腰痛で他覚症状のないもの
- ケ 持病（活動以前から慢性的又は継続的に発症し完治していない病）に起因する事故
- コ 日射病、熱中症及び細菌性食中毒による事故
- サ その他保険の約款、特約条項及び契約書に定める適用除外の事故

2 前項に定めるもののほか、市と保険会社との協議の結果、保険契約の対象外と判断された事故については、補償されないものとする。

(補償範囲)

第6条 第4条に掲げる補償対象事故に対する補償の範囲は、別表第2のとおりとする。

(事故発生報告)

第7条 自治会長は、補償の対象となる自治会活動中の事故が発生し、この告示による補償を求めるときは、自治会活動事故報告書（別記様式）に必要事項を記入の上、負傷者又は被害者の同意の意思を付記した後、市長に対し速やかに当該報告書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による自治会活動事故報告書の提出を受けたときは、その旨を保険会社に通知するものとする。

3 自治会長及び負傷者又は被害者は、市又は保険会社からの問い合わせ及び必要書類の提出依頼について、速やかに対応しなければならない。

(保険金の請求)

第8条 賠償責任事故による保険金は、補償対象者と被害者（被害者が死亡した場合の相続人を含む。以下同じ。）との間で、法律上の問題が解決した後、被害者が保険会社に請求するものとする。ただし、必要に応じて、保険金の請求手続を市が代理して行うことができる。

2 傷害事故による保険金は、死亡の後若しくは治療が終わったとき、又は事故の発生日より180日が経過したときは、負傷者（負傷者が死亡した場合の相続人を含む。）が市を経由して保険会社へ請求するものとする。

(保険金の支払い)

第9条 保険金は、市が指定する方法により、保険会社から支払うものとする。

(所管)

第10条 この告示に関する事務は、総務部において行うものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、市内の自治会活動に関する補償事業に関し必要な事項は、市と保険会社とが締結する保険契約に係る各種約款、特約条項及び契約書の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行し、同日以後に発生する事故から適用する。

附 則 (平成25年9月9日告示第50号)

この告示は、告示の日から施行し、平成25年7月1日以後に発生した自治会活動中の事故から適用する。

附 則 (平成26年6月20日告示第41号)

この告示は、平成26年7月1日から施行し、同日以降に発生した事故から適用する。

附 則 (平成27年6月1日告示第27号)

この告示は、平成27年7月1日から施行し、同日以後に発生した事故から適用する。

附 則 (平成29年6月5日告示第29号)

この告示は、平成29年7月1日から施行し、同日以後に発生した事故から適用する。

附 則 (令和5年5月10日告示第34号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和7年5月16日告示第65号)

この告示は、告示の日から施行し、令和7年7月1日以後に発生した事故から適用する。

別表第1 (第4条関係)

地域社会活動	(1) 運動会、球技大会等のスポーツ活動 (2) レクリエーション活動 (3) 敬老会、踊り教室、生け花教室、料理教室等の文化活動 (4) ペーロン大会 (5) くんち、祭、盆踊り、浮立等の伝統行事 (6) 草刈、施設清掃等の地域清掃活動
青少年育成活動	(1) 子供会の活動 (2) 地域の青年会等の指導育成活動 (3) 非行パトロール等の活動
自主防災組織活動	(1) 消火訓練、放水訓練、避難訓練等の防災訓練 (2) 訓練及び災害時の炊き出し (3) 危険箇所の事前確認作業
その他の活動	(1) 総会、役員会、行事打合せ等の会議で自治会長から参加要請若しくは案内又は承認を受けた会議 (2) 市からの依頼を受け、自治会活動として行事に参加する活動(市が主催する祭、式典、スポーツイベント等での伝統芸能の披露など) (3) 自治会が主催する活動のうち、次に掲げる危険度の低い行事中の事故 ア、交通安全活動 イ、広報誌、自治会機関紙等の配付活動 ウ、自治会費、募金等の集金活動

別表第2 (第6条関係)

補償内容	補償額
賠償責任事故(対人・対物共通)	Ⅰ 事故 5,000万円限度 法律上の損害賠償金から免責金額を差し引いた額を保険金として支払う。

傷害事故（死亡した場合） 事故の日からその日を含めて、対象事故による傷害が原因で、180日以内に死亡したとき。	1名につき 500万円
傷害事故（後遺障害が生じた場合） 事故の日からその日を含めて、対象事故による傷害が原因で、180日以内に身体に後遺障害が生じたとき。	1名につき 最高 500万円 後遺障害の程度に応じて、保険会社が算出した保険金を支払う。
傷害事故（入院した場合） 入院の実日数に対して、1日につき入院保険金日額を支払うものとする。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限る。	1名につき 1日 5,000円
傷害事故（通院した場合） 通院（住診を含む。）の実日数に対して、90日を限度として1日につき通院保険金日額を支払うものとする。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限る。	1名につき 1日 2,500円

自治会活動事故報告書

西海市長 様
(提携保険会社 御中)

自治会活動中に事故が発生しましたので、次のとおり報告いたします。あわせて、本報告の事故が、自治会活動中に発生した事故であることを証明します。

年 月 日
報告者 住所
.....自治会 自治会長
電話番号

【負傷者（被害者）の記載欄】

本報告書記載の個人情報を西海市が契約する保険会社へ提供することに同意します。

住 所	〒		
ふりがな 氏 名	⑩	生年月日	年 月 日生
電話番号			
補足事項			

【事故の概要について】

事故発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
事故発生場所	
活動の名称	
発生状況 (事故状況、 怪我の程度、 通院先等につ いて記載)	